

令和8年度 村上市立朝日中学校「学校いじめ防止基本方針」

改定・施行 令和8年4月1日

I いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する *学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

また、本方針に SNS 等による誹謗中傷等を「いじめ類似行為」として位置付け、「当該児童等が当該行為を知ったとき心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」

※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

【新潟県いじめ防止基本方針（令和3年7月改定）から】

II いじめの防止等の対策に関する基本方針

1 基本的な認識

生徒等は、いじめを行ってはならない。いじめを見逃してはいけない。いじめを傍観・放置してはいけない。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し(人権侵害問題)、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめから生徒等を守るためには、生徒を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対にゆるされない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりえる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、学校を含めた社会全体でいじめの防止等に取り組む、いじめのない心豊かで安全で安心な社会実現を目指さなければならない。

当校では、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という基本認識に立ち、いじめの防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。暴力を伴わない仲間外れ・無視・陰口等のいじめは、多くの生徒が入れ替わり、被害も加害も経験していることを認識しなければならない。

そのために、いじめが、いじめられた生徒の心身に、深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにするための対策を、学校教育全体を通じて行うものとする。また、いじめを受けた生徒の立場に立たなければならない。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置

当校はいじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、「いじめ防止対策委員会」を設置する。日常から、いじめ防止対策委員会を中心に、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、保護者他関係者との連携を図りながら、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めるものとする。

Ⅲ いじめの防止等のための対策の基本となる事項

- 学校の重点方策の一つに「いじめ・不登校解消と未然防止」を掲げ、着実な初期対応と心に寄り添う指導・支援。未然防止のために組織的に取り組む。
- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権講演会等を実施する。
- 保護者や地域住民の意見を取り入れ、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の状況を、学校評価の評価項目に位置付け、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、達成状況を学校いじめ防止対策委員会を中心に評価し、P D C Aサイクルを盛り込む等し、学校の実情に即して適切に機能しているか等、必要に応じて見直す。
- いじめを受けた生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しなければならない。
- 全ての生徒が、安全で安心できる環境の中で様々な活動に取り組むことにより、自己有用感や充実感を得ながら、健全な成長が促されるようする取組を実施する。
- 校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、実情に応じた対策を推進する。
- 入学時・各年度の開始時に、生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。
- インターネットやスマートフォン等を利用したいじめやいじめ類似行為への対応を図るため、パスワード付きサイトやSNS、スマートフォン等のメールを利用したいじめ等への対策として、学校における情報モラル教育を推進するとともに、保護者への啓発活動を盛り込むようにする。

(1) いじめ防止対策を実効的に行うための組織

ア いじめ防止対策委員会

(ア) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭
※必要に応じ、スクールカウンセラー、主任児童委員にも参加を要請する。

(イ) 役割・活動

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実効・検証・修正の中核とする。
- ② いじめの相談・通報の窓口とする。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、全職員での共有を行う。
- ④ いじめを察知した場合（疑わしい場合も含む）には、直ちに管理職に報告し、校長の一時判断に基づいて組織的に情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対

応を組織的に実施する。

- ⑤ いじめの疑いに関する情報や通報、生徒の問題行動等に係る情報があった時には、緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 集められた情報は、個別の生徒ごと等に記録し、複数の教職員で情報の集約と共有化を図る。記録はいじめに関する記載の有無に関わらず5年間保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制を取る。

(ウ) 開催

学期1回の開催といじめ事案発生時の緊急開催とする。

イ 生徒指導部会

(ア) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭

(イ) 役割・活動

- ① 「いじめ」を含む生徒に関する情報交換をする。
- ② 生徒指導に関わる事案の対応策を検討する。

(ウ) 開催

週1回を定例会とし、必要に応じ緊急開催とする。

ウ 不登校対策委員会

(ア) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該生徒学年主任、学年担任

※必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員にも参加を要請する。

(イ) 役割・活動

- ① いじめの早期発見に関すること（学校生活アンケート、教育相談の実施 等）
- ② 「不登校」「不登校傾向」生徒に関する情報交換
- ③ 該当生徒に関する対応策検討

(ウ) 開催

定例会は開催せず、必要に応じ随時開催とする。

(2) いじめ防止のための取組

- ア 「分かる授業」「認め合う集団育成」を通して、いじめを生まない学校風土をつくる。
- イ 「いじめ防止学習プログラム」「中1ギャップ解消プログラム」の自校プランを常に改善し、着実に実施する。
- ウ キャリア教育や各種体験活動を通して、人間関係能力を育成し、自己有用感を高める。
- エ 人権教育、同和教育に関する研修会を実施し、職員の人権感覚を高める。
- オ 人権教育、同和教育を充実させ、生徒の人権感覚を育てる。
- カ 生徒会活動を中心とした生徒主体のいじめ防止のための活動を推進する。

- キ 保護者・地域と連携し、挨拶運動や地域ボランティア活動等を実施し、いじめ防止に取り組む。
- ク 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ケ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- コ 生徒の集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、学級・学校風土づくりを行う。
- サ 教職員の言動が生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象学校生活アンケート調査 月1回（8月を除く毎月）
- ② 学級生活調査（上教大のプロジェクトによる調査） 年2回（6月、11月）
- ③ 保護者対象学校評価アンケート 年2回（7月、12月）
- ④ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り 年2回（5月・11月）

イ いじめ相談体制の確立

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② 保健室における養護教諭の相談活動
- ③ 学年担任による教育相談の実施

ウ 職員間の情報共有

朝の打合せ、生徒情報日報の共有、生徒理解研修会等を通して生徒に関する情報を常に共有する。

エ いじめ防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上を図る。

オ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等の実施

カ 年2回以上の校内研修

いじめ防止基本方針等の内容を理解し、いじめ防止等の対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、いじめに関する具体的な資料等を提供。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア 情報モラル授業を実施する。

イ 県委託のネットパトロールからの情報を基に、個別指導を行う。

ウ 保護者の責務

保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等に

ついて自ら学び、いじめを行うことのないよう、規範意識、思いやりの心、正義感等を養うための指導に努めなければならない。

そのために、家庭でも生徒が保護者に悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。また、保護者は、新潟県、村上市、村上市教育委員会及び当校が講ずるいじめ等の対策に協力するように努めなければならない。

(5) いじめ（疑わしい事案も含む）に対する対応

ア いじめに係る相談を受けた場合は、直ちに管理職に報告し、校長の一時判断に基づいて組織的に事実の有無の確認を行う。重大事案が疑われる場合は、当日内に緊急会議を開催し、次項(6)の対応とする。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。認知したいじめについては、全職員に情報共有し、対応策を全職員で進める。

ウ 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

カ 対応により、「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（3か月）継続していること」と、「被害者が心身の苦痛を受けていないこと」の2つの条件が満たされていることを注意深く確認し、それをもっていじめが解消されたと判断する。

キ いじめの解消については、謝罪をもって安易に判断せず、いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされて、学校いじめ防止対策委員会において認められる必要があり、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断することが重要。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は、物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月とし、いじめ防止対策委員会がそれ以上の期間が必要だと判断した場合は、より長期の期間とする。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害生徒と保護者との面談で確認し、認められること。

(6) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席するこ

とを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、村上市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（拡大いじめ対策委員会）を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握や対応が促され、日頃から生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が行われているか、いじめに関する項目を学校評価に位置付けて自校の取組を適切に評価する。

次の文言を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

「学校の『いじめ』への対応は適切であると思う」

IV 重大事態への対処

1 重大事態の意味

(ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

(生徒が自殺を企画した場合)

(イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安)

下記に示す状況になった場合には、重大事態と判断する。

- 生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大の傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 一定期間（年間30日を目安）、連続して欠席しているような場合

2 配慮事項

生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

3 重大事態の報告

重大事態が疑われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

4 いじめられた生徒から聞き取りが可能な場合

- ・ 聞き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要。

- いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせなければならない。
 - いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴き取り、いじめられた生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- 5 いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合
- 聞き取りが不可能な場合は、いじめられた生徒の保護者の意見や要望を十分に聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 6 自殺の背景調査における留意事項
- 自殺防止の観点から、自殺の背景調査を実施することが必要。この調査において、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要。
- 7 調査結果の提供及び報告
- いじめられた生徒や保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、説明を行う。
 - 情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供すること。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない